

第4回 熊本市宿泊税検討委員会

開催年月日 : 令和6年(2024年)3月7日(木)

開催時間 : 午前10時00分~午前12時00分

開催場所 : 桜の馬場 城彩苑 多目的交流室

【出席者】

■委員

所属	役職	氏名	備考
熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科	准教授	井寺 美穂	
東海大学 文理融合学部 地域社会学科	客員教授	小林 寛子	会長
(一社)日本旅行業協会九州支部 熊本県地区委員会	委員長	島添 哲也	副会長
熊本市観光旅館ホテル協同組合	理事長代行	鶴山 敏哉	
熊本市ホテル連絡協議会	代表理事	長尾 勇	
熊本市旅館ホテル組合	組合長	西上 佳孝	
熊本経済同友会	幹事	西原口 香織	
植木温泉観光旅館組合 女将会	代表	平山 愛	
(一社)民泊観光協会 熊本支部	代表	吉川 香寿美	

※敬称略

■オブザーバー

熊本県観光戦略部観光企画課

一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会

■事務局

熊本市

【議事要旨】

1 開会

(事務局)

第4回熊本市宿泊税検討委員会を開催いたします。

本日は、これまでの審議を踏まえ、熊本市における宿泊税の検討について、さらに、宿泊税導入の是非についてご審議をいただきたいと思います。

2 議事

(1) 熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について

(会長)

それでは、これより次第2の議事に入ります。議事1は、熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括ということで、これまで皆様からいただいたご意見を、検討委員会全体の意見としてまとめていくこととなりますが、今回も内容が多岐に渡っておりますので、項目ごとに分けて事務局からご説明いただき、その都度、皆様にご意見をいただく形で、審議を進められればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、まず、項目1の検討の背景・目的から、事務局のご説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料 熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について」(P1～4)説明

(会長)

ありがとうございました。熊本の置かれている現状や、財源の確保が必要ということと、お客様にまず来てもらい、滞在してもらい、満足してもらおうという視点から、特に必要ではないかと思われる施策についてまとめてありましたが、こちらの要旨などについて、私たちが求めている趣旨と合っているか、また、付け加えた方が良い点など、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(委員の発言なし)

(会長)

これまでのお話の中で、財源が必要ということは皆様共通のご認識かと思いますが、そ

ちらについてはよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

ありがとうございます。続きまして、項目3の観光振興のための財源の検討について、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料 熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について」(P5～10) 説明

(会長)

ありがとうございました。様々な種類の財源の比較検討や、宿泊税などの法定外目的税について検討する場合の留意点などについて説明がありましたが、こちらについて、ご意見、ご質問などがございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(委員の発言なし)

(会長)

税以外に適切な手段がないか、十分に皆様方で議論したという認識を共有した上で進めていくことが必要だと思います。様々な方向から考えて、利用者の方に負担していただく以外に財源を確保する方法がないという結論に至り、ではどのようにしてご理解をいただくかという議論に入っていると理解していますがいかがでしょうか。

(委員の異議なし)

(委員)

それでは、続きまして、項目4の事例を踏まえた宿泊税の用途について、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料 熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について」(P11～12) 説明

(会長)

ありがとうございました。宿泊税を財源とする事業の考え方についてまとめてありますが、こちらの要旨について、皆様のご意見の趣旨が反映されているか確認させていただ

きたいと思います。ご意見やご質問、また、付け加えた方がよい点など、ご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(委員)

観光マーケティング戦略の4つの基本方針のうち、基本方針4が含まれていないと思いますが、優先順位という所が入っていないという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

基本方針の下には、より具体化した個別の施策も入っていますよね。大きい基本方針4つだけではなく、その下に具体的な施策があるということを示した上で、その具体的な施策に優先順位をつけていく方がよいのではないかと思います。

(会長)

確かに、基本方針だけでは内容がよく分からないと思いますので、宿泊税を導入した場合は、具体的な施策に優先順位をつけて、別途公にされるという理解でよろしいですか。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、分かりやすい形で再度まとめさせていただきます。

(会長)

既存の財源と宿泊税が一緒になって使われてしまうことが一番嫌だということは皆様共通の認識ですよね。宿泊税でどのような取り組みを行って、その結果何ができたのかということを、私たちがしっかり評価するというプロセスが求められるかと思います。

ほかにご意見や確認事項などがございましたらお願いいたします。

(委員)

実際に導入した自治体の事業者からは、様々な意見が上がっており、導入して3年が経過し、見直しの時期に入っている自治体もあります。

ある都市では、お客様からの宿泊税についてのお尋ねなどで、現場での混乱が出ているという意見があがっています。その市の宿泊施設は、全国展開のホテルが多いのですが、それでも、実際導入した際には現場で混乱があったとのこと。また、用途の明確化についても議論になっています。

簡素化した制度で、さらに宿泊税についての説明や用途を記載したパンフレットを作成してお客様に周知をしていかなければ、導入は難しいのではないかと思います。

また、実際に導入した自治体における事業者の現場の意見を、直接ヒアリングした方がよいのではないかと思います。既に導入する時期も決定しているような印象を受けるの

ですが、導入については、お客様と宿泊事業者の現場の理解が必要だと思います。

そして、熊本県には導入の考えがなく、熊本市は導入の方向、とばらばらに動いており、それは問題ではないかと思います。熊本県の観光を考えるときに、熊本市だけで売れるのか、観光客の方が熊本を見るときに、熊本市で見えるのか、ということです。やはり県全体で見なくてはならないですし、やはり県と市で今後のことを見据えてしっかりと協議して、行政としてのスタンスを固めていただく必要があります。

私は、コロナ禍に熊本県が全国旅行支援を行った際、様々な協議をさせていただいて、お客様に極力迷惑をかけないような形で全国旅行支援のスキームなどを決めさせていただきました。宿泊税についても、まずは県と市のスタンスを明確にし、そしてお客様の理解をしっかりと得られるようなスキームづくりを行う必要があります。お客様には、財源がどのような形でフィードバックされているかを明示する、宿泊事業者には、なるべく制度を簡素化して、お客様にきちんと説明できるようにする。それには、フロントに立って常時お客様と対面している現場スタッフに協力していただかないと実現出来ません。

確かに、観光振興にしっかりと目を向けていかなければ熊本県は置いて行かれてしまうので、観光振興は大事だと思いますが、しっかりと組立て、流れができていないといけないと思います。

(会長)

先進事例で用途についての課題が出ているということであれば、私たちにとっても用途の明確化をすることが重要になると思いますし、また、宿泊施設のフロントの方に多大なご負担をお願いするので、極力その負担が少なくなるよう、簡素な制度とする必要があること、そして、導入している自治体に、実際の課題や解決への経緯などについてヒアリングしたほうが良いのではないかということ、そして、お客様と宿泊事業者の現場の理解を得るための、周知方法などを含めたスキームを明確にする必要があること、それから、県と足並みがそろっていないということで、後になって県が導入するようなことになる、また混乱を招いてしまうため、行政のスタンスを明確にしてほしいということ、そのような点について慎重に考える必要がある、というご意見だったと思います。

(委員)

お客様とも直接お話をさせていただいて、観光をしに来るときに、熊本市に行こう、という選び方はしない、熊本で楽しみたいというお客様がほとんどでしたので、熊本県の中で、県と市がどのような形で進めていくかが大変重要だと思いますし、市だけで進めたことで県の中でちぐはぐになってしまうことや、お客様目線では県も市も関係ないので、熊本としてどのような方向性、やり方で進めるかは大事なことはないかと思います。

(委員)

私も同意見です。今、まず熊本市で宿泊税について議論を進めていますが、県がどう考えているか、県と市の連携、コンセンサスがとれているかが非常に大事だと思います。

県全体で考えて、県と市のコンセンサスがとれた所で議論を具体化させていく、熊本県が担う部分と熊本市が担う部分、すみ分け等も必要になるでしょうし、そういった所では、県のお考えをぜひ聞きたいと思います。

(熊本県)

第2回会議でご説明させていただいた状況から変わっておりませんので、引き続き研究しているという状況でございます。

(会長)

市としてはいかがでしょうか。

(事務局)

県とは、本検討委員会にご参加いただいているだけではなく、事務担当者間でも意見交換を行っておりまして、仮に、検討委員会の中で導入をするという方向でのご意見をまとめられたとして、その後、制度設計や用途の組み立てを進める際には、県との役割分担や連携について調整させていただくことになるかと思えます。県と市がばらばらに分かれて拙速にやるということではなく、しっかりと意見調整させていただいた内容をご提示した上で進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(会長)

県との足並みをしっかりと調整した上で進めていただきたい等の、検討委員会としての意向は、答申に反映することは出来ますよね。このような懸念が大きいということは留意していただければと思ひます。

(委員)

机上の空論だけではなく、導入している自治体の行政と宿泊事業者の方と、実際にお話をしてご意見をきいた方が良いと思ひます。宿泊税を活用して行う事業について、異を唱えるご意見も出ています。そのような実例について、宿泊団体の方や宿泊施設の現場責任者、関係する行政の方、皆様で話をする必要があります。スピード感を持ってやることは大事ですが、お客様に迷惑をかけない、そして満足をしていただくことに尽きます。

(会長)

具体的にヒアリングなどを設定することは可能ですか。

(事務局)

ご答申の中で、例えば県との調整に関する内容のように、先進事例についてのヒアリングが必要であることについて言及していただければと思います。

(委員)

宿泊税の用途についての考え方について、あった方が良くはないかという点についてですが、観光マーケティング戦略のより具体的な施策に優先順位をつけていくことが効率的で良いということは先程お話ししましたが、その後、施策を行った後の効果検証について盛り込まなければならないと思います。制度自体の検証は、2、3年後という議論をしておりますが、財源を使って行った施策の結果についても検証をしていく必要があります。できれば、定量的な、数字に基づいたものがあればよく分かりますし、宿泊税を払われる方に、どのような使い道で、どのような効果があつて、十分活用させていただいていますと説明することができます。そのようなことまで見越して、検証制度が必要であると思います。

(会長)

ありがとうございます。納めていただいた宿泊税に対して、用途や予算額、その効果について、例えば1年後に検証報告としてしっかりとした形で見える化されれば、次年度からのお客様へのご説明もしやすくなるかと思いますが、答申の中で、検証スキームを入れることについて盛り込むということによろしいでしょうか。

(事務局)

施策によって、毎年定量的に検証できるものと、一定期間経過しなければ効果が分からないものがあると思いますので、どのような施策に活用するかを踏まえて、検証方法をご提示していければと思います。

(委員)

ありがとうございます。それでは、続きまして、項目5の事例を踏まえた宿泊税の制度について、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料 熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について」(P13～24) 説明

(会長)

ありがとうございました。宿泊税の制度について、要旨がまとめてありますので、こち

らについて、ご意見をいただきたいと思いますが、制度に関しては検討の項目ごとに整理していききたいと思います。

まずは、13ページの課税客体と納税義務者の検討について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。民泊の施設も、宿泊される方は皆様同じ行政サービスを使われているということで課税の対象となっていますが、それらを含めまして、宿泊数を課税標準、宿泊者を納税義務者とするのが適当ではないかということで、こちらはよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

続いて、14ページの徴収方法・特別徴収義務者について、いかがでしょうか。宿泊事業者が特別徴収義務者になるということについては、よろしいでしょうか。

(委員)

宿泊税の制度についてお客様にご説明しても納得いただけないなど、宿泊税の徴収ができないという状況が出てくる可能性があります、そのような場合についてはどうお考えですか。

(事務局)

他の自治体でも同様の事例は起こっているかと思いますが、それらを参考にさせていただきながら、どのように対処していくかについて検討していきたいと思います。

(委員)

フロントでそのような状況になった場合に、ばらばらの対応とならないよう、統一した対応策、対応方法を、きちんとマニュアルのような形で出していただきたいと思います。そうでないと、私たちも対応が難しいという懸念があります。

(会長)

フロントの方が混乱したり嫌な思いをしたりということがないように、想定される全ての内容についてお話しておきたいと思いますので、大変重要なことだと思います。ありがとうございます。

続いて、15、16ページの申告納入期限と課税を行う期間については、いかがでしょうか。前回、制度の見直しについては、3年で見直しをして、その後は5年ごとに見直ししても良いのではないかというご意見をいただいたと思いますが。

(委員)

こちらに関してですが、令和8年からの導入を検討していらっしゃるんですよね。

(事務局)

早い段階で、ということでも、少なくとも令和8年にしか出来ないということです。

(委員)

令和8年の何月でしょうか。

(事務局)

令和8年の1月です。

(委員)

令和8年の1月ということであれば、これから1年と9か月ということですね。制度の見直し時期は、制度を決めるまでにかけてられた期間にもよると思いますが、3年は長いと思います。

(会長)

先進事例を検証しながら制度を決めても、実際制度が始まると様々な課題が出てくると思います。初回の見直しは早い方が良いということは、前回皆様のご意見に共通していたと思いますが、今のご意見は2年程度が適当ではないかということですね。他の皆様はいかがでしょう。

(委員)

3年は長いと思いますので、2年で良いと思います。初回の見直しに限っては、なるべく早い方が良いと思いますね。

(委員)

早い方が良いです。完璧な制度はまずないと思いますので、実際に導入した後に出てくる様々な問題について、早めに検証に入る方が良いと思います。2年という期間は妥当かと思います。

(会長)

事務局の方はいかがですか。

(事務局)

事務的な手続きということでは、短い期間でも見直しは可能かと思いますが、宿泊税は目的税ですので、ある程度の期間をかけて施策を展開する、その財源として活用することになります。

したがって、初回の見直しは2年などとしても、それ以降につきましては、他の自治体のように、3年や5年など、ある程度のスパンが良いのではないかと思います。宿泊事業者の方にとっても、制度が頻繁に変わると混乱を招くかなと思いますし、そのような観点でご審議いただければと思います。

(会長)

宿泊税を活用した事業やその効果を検証するには、ある程度の期間が必要だと思いますが、それ以前に、制度として機能しているかという観点で、例えば周知やご理解の不足や、フロント業務における課題などについて、早い段階で検証できないでしょうか。

(事務局)

そのような、導入後の宿泊事業者の方々からのご意見を伺う機会につきましては、アンケート調査や訪問してのヒアリングなど、可能な範囲で実施したいと思っております。

(会長)

今の段階で具体的な時期を決めなくても良いとは思いますが、少なくとも1年程度あれば、年末年始、ゴールデンウィーク、夏などの忙しい時期を経過しますので、このような審議会の形ではなくても、アンケート調査や個別の訪問によるヒアリングでも良いと思いますが、システムを導入した結果どうだったのか、制度の問題点などについてはフィードバックできるかと思います。

(委員)

先程お話がありました、宿泊税の徴収ができないという状況への対応についてですが、コロナの時期の事例として、体調の悪いお客様がいらっしゃった際、管轄の保健所に一度確認してお泊りいただくという対応をしておりました。宿泊税についても、例えばそのようなお客様がいらっしゃった場合のコールセンターのようなものを行政の方で設けていただいて、宿泊税の目的や制度などをお客様に示していただくなど、フォローアップとして行政の方にも入っていただけると、宿泊事業者も安心できると思います。

(会長)

丁寧なご説明が最も重要だと思いますので、その説明の方法も、1つだけではなく、いくつかの方法を通じてご説明をしてご納得いただくというご意見をいただきました。さ

らに、インバウンドのお客様については多言語の対応も必要になります。ですから、対応策として様々な手段を考えて準備をしておくということも、答申に加えさせていただけたらと思います。

それでは続きまして、17、18ページの税率と免税点についてですが、こちらは窓口の負担軽減の観点から、免税点は設けず一律定額ということでご意見がまとまったかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

職員が常駐していない宿泊施設では、OTAサイト等による事前決済の際に、宿泊料金と合わせて徴収することが考えられますが、その場合、宿泊税を合わせた金額に対して税金や手数料が発生してしまうので、例えば宿泊税が200円であれば、お客様には300円程度ご負担いただく必要があるのではないかとのお話がでています。OTAサイトによっては、手数料が10%を超える場合もありますので。

(委員)

入湯税と同様に、宿泊料金と合わせてしまうと、その金額に税金や手数料がかかってしまうので、宿泊税を単体でいただいた方が良く、ですから券売機などの方法が分かりやすいですし最も簡単です。

入湯税については、既に多くの方が理解をしているので、現地で別途徴収できていますが、宿泊税についても、そのような状況にしていかなければ、別途徴収することが難しいということです。

民泊さんで、職員が常駐しておらず事前決済のみという施設については、対面で現地徴収ができないという点が一番の問題になりますよね。

(会長)

そうですね。券売機を置いても、その横に職員がいなければ、お支払いいただけないかもしれませんし、どのようにして徴収するのか、現実的な問題だと思います。

(委員)

お客様は、サービス料や消費税、入湯税、宿泊税など、全て合わせた金額をカード決済されることが多いので、その金額から手数料が差し引かれることとなります。そのような状況から、制度の見直しを行っている自治体では、特別徴収交付金の交付率を上げてほしいというご意見があがっています。

(会長)

アンケート調査なども踏まえ、最低税率は200円程度が良いのではないかとこの議

論になっていたと思いますが、先程のご意見では、最低税率が200円の場合、お客様から300円いただければ手数料分などをカバーできるということでしょうか。

(委員)

それは、宿泊税の税率ではなく、宿泊事業者側のシステムの問題ですよね。

(委員)

宿泊事業者側のシステム手数料分をお客様に負担してもらう、ということは難しいかと思います。

(会長)

初期に発生するシステム整備費について助成することで、手数料をご負担する宿泊事業者の負担を軽減するか、あるいは、そもそも手数料が発生しないような仕組みにできるかなど、検討が必要かと思います。

(委員)

別の部分でカバーできるかということですね。

(会長)

はい。これまでの審議で、システム改修等の費用負担に対する助成制度は設けた方がよいということでご意見がまとまったかと思いますが、制度の内容については今後調整されると思いますので、その中で、今あがった問題点については検討する必要があるかと思えます。

続きまして、19、20ページの課税免除について、いかがでしょうか。熊本市の状況を見てみると、修学旅行生の宿泊はあまり多くないですし、今後増える可能性も高くはないので、まずは事務負担を減らすということで、修学旅行等について課税免除制度は設けないということよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

では、続きまして、21、22ページの入湯税について、改正は行わないことが適切ではないかということですが、前回、観光地間の競争がある中で、選ばれなくなってしまってしまうのではないかと心配されるご意見をいただいたと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

大事な将来を見越した頭での理解と実際の心情的な不安とがあり、大変難しいのですが、先程お話にありましたように、入湯税は長い期間を経て浸透しており、現地でのお支払いが発生しないお客様であっても、入湯税は別に150円お支払いいただいています。入湯税と宿泊税では、使途と目的が異なりますし、入湯税が減ると、入湯税を活用する事業の財源が減ってしまう、行政側として両者は別だということは分かります。ただ、お客様の財布は1つ、ということも事実で、大変難しく悩ましいと思っています。

(会長)

150円をお支払いいただくことと、仮に350円をお支払いいただくことでは、印象がかなり違うということですね。

(委員)

入湯税は、日本全国どこに行ってもお支払いするもの、とお客様が理解されていますので、インターネットでパッケージツアーを予約された海外の方も、全く問題なく支払いをされている現状です。

宿泊税の説明となると大変難しいと思います。この検討委員会でも様々なご意見がありますが、さらに全施設に行政の方が説明される際は、様々なマイナスのご意見が現場から飛び交うことが予想されます。様々なお考えを持った経営者の方が、死活問題としてご意見を出されると思いますので、実際に導入される場合は、細やかな配慮とご説明が必要ですし、宿泊事業者の皆様にご納得いただくのがとても大変だと思います。

(会長)

お客様へのご説明などに関する課題はあると思われませんが、入湯税と宿泊税は、使途や目的が異なるということで、宿泊税の導入に合わせた入湯税の改正は行わない、というご意見でよろしいでしょうか。

(委員)

仕方がない、というのが正直な意見ですけれども、温泉施設の皆様がどう思うかということは大変不安で、様々なご意見があがると思います。

(委員)

入湯税は、温泉に入るという行為にかかるもので明確ですよ。海外の方も、日本のスパの質の高さをご存じなので、それに対する納税にご不満はないのですが、宿泊税については、先程からお話に出ているように、宿泊税を活用した明確な結果がお客様に直接フィードバックされるわけではないですし、特に初期に来られた方は、結果としての恩恵を受

ける前で、何が良くなったのかと思われるでしょうから、説明が大変難しいですね。

(会長)

他の自治体で入湯税を改正している事例もありますので、先程お話がありました、先進事例についてのヒアリングなどで、現場の方に実際どうだったのかご意見を聞く機会があると良いですね。

(委員)

私はこのような場で意見を言えるので幸せですけれども、様々な施設の方に、導入前にお話を聞いていただけたらと思います。

(委員)

例えば、道路工事などの前に地域住民の方へ説明会をされるように、温泉施設の皆様に集まっていただいてご意見を聞く場を設けても良いかもしれないですね。

(会長)

ありがとうございます。続きまして、23、24ページの特別徴収義務者の事務負担の軽減についてですが、初期のシステム整備に費用がかかるため、特別徴収交付金制度における交付率の上乗せをするよりも、システム整備費助成制度の導入が望ましく、その際は手続をできる限り簡素化してほしい、ということでご意見がまとまったかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

ありがとうございます。では最後に、項目6のその他の事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

「資料 熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について」(P13～24) 説明

(会長)

ありがとうございました。皆様が最もご心配されている所だと思いますが、こちらについて、ご意見やご質問がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(委員)

重複しますが、入湯税を徴収している施設については、別途ご意見を聞く機会を作っていただけると、混乱が最小限に抑えられるかと思います。

(委員)

入湯税を徴収していない、他の宿泊事業者さんについても同様の機会が必要ですよね。

(事務局)

その件については、必要なことだと思っております。本検討委員会には代表者の方に来ていただいておりますが、全ての事業者様に、可能な限りお声掛けして、ご説明をして、ご意見をいただければと思います。

(委員)

私たちも、組合の加盟者様には途中経過報告ということでご説明をしていますが、足りないと思われる所もありますので、ぜひ直接ご説明をしていただければと思います。

(委員)

突然制度がはじまって様々な変化があるのではなく、お話し合いのプロセスも含めて皆様方のご意見を聞きながら進めた方がご理解いただけるかと思っておりますので、そのような内容を答申に加えさせていただけたらと思います。

(2) 熊本市における宿泊税の導入について

(会長)

これまで皆様からいただいたご意見を、検討委員会としての大きな方向性として総括させていただきましたので、議事2となりますが、熊本市における宿泊税の導入について、適当かどうか、また、留意した方が良い点など、委員の皆様より、お一人ずつご意見をいただきたいと思っております。

(委員)

他の主要な観光都市が宿泊税を導入して、観光施策に力を入れている中で、何も取り組みをはじめなければ、格差は増々広がっていくのではないかと思います。そういう意味で、積極的な観光振興と安定的な財源確保という所で、法定外の目的税ということで宿泊税を導入されるという理論に対しては、私の個人的な意見としては賛成です。

(委員)

現段階では非なのかなという所です。今の市の財源の中では、様々な観光施策が難しい

ということで、財源確保という意味では、もちろん賛成ということではじまったのですが、これまでの話し合いの中で決まっただけの内容で、今後検討はしていくということですが、このままはじめるのであれば、今は賛成出来ないということです。クリアしなければならない問題がこれだけ多くある中で、私たちだけではなく様々な方へのご説明をする中で出る意見も踏まえてクリアをした上で導入するのであれば必要かと思っていますので。今の段階であれば非というだけで、決して宿泊税を導入することに反対という意味ではなく、成功させて、導入した場合はしっかりとした財源となって、観光のために寄与できる税制度になるために、今は非というだけで、今後クリアしていただければ良いと思います。条件付きの是、問題をクリアしてほしいということです。

(委員)

私は導入には賛成です。先日、経済同友会で、本社が熊本にない企業の支店長の方などが集まる会議があり、熊本の良い所と伸びしろがある所について議論したのですが、その中で、熊本には素晴らしい資源が多いにもかかわらず、点になっていて面ではない、それがとてももったいないというお話がありました。そして、なぜ点のままで面になっていないのかという議論になったときに、「熊本の方は奥ゆかしい」という表現をされていたけれども、中々外への発信が弱く、今後どんどん発信していければ良いのに、という所がもったいないというお話が出ていました。

そういった中で、宿泊税の目的である、外への発信も含めた所に、原資を投入することで、熊本がまだ弱いと言われる所をのばしていただけるのではないかと期待を込めております。また、経済同友会を離れて私個人として申し上げますが、海外、世界各国に行く機会がありまして、世界各国それぞれに税金を導入されており、税金をお支払いすることに対して違和感はないですね。いわゆるインバウンドの目線で見るときに、税金を払うことでこの地域が豊かになるのであれば、その税金を払うことはいとわないという認識がありますので、もちろん新しい制度を導入するので懸念材料も多いと思いますけれども、もしかするとインバウンドの方については、思われている以上に心配されなくても良いかもしれないとも思いました。ですから、大切なことは、なぜこれを導入するのか、そしてどうやって使っていくのか、その点をしっかりとお客様に伝わるような発信をしていくと良いかと考えております。

(委員)

私も、熊本が良くなっていくために、財源確保として宿泊税を取ることには賛成です。ですが、現場が混乱しないように、きちんとスキームを作っていただきたいということと、本当に熊本のためになって、熊本が良くなっていくのであれば、とても嬉しいことです。宿泊事業者の方は皆様同じ思いだと思います。私も同じように、良くなった熊本にとっても期待して、多くの観光客の方に訪れていただきたいと思っています。

(委員)

個でやれることと皆でやれることには大きな違いがあつて、自分達だけではできないことが、よりお客様に喜んでいただける大きなことが皆でできるのであれば、取り入れることに賛成、前向きではあります。実際は不安が大きいのですが、方向性としては前向きな所になります。ここは、本当にオール熊本、県全体、熊本としての魅力につながらないと意味がないのではないかと感じておりました、宿泊税にしても入湯税にしても、全体とのバランスがとても気になるところです。その辺りの色々な事が、良い形で方向性が決まっていけば、大きな声で「賛成です」と言えるのですが。今はそのような状況にあります。

(委員)

宿泊事業者とお客様に、宿泊税についてのご理解をいただくということ、やはりその点がクリアされない限りは、スタートすべきではないと正直思います。

県や市と良いものをつくり上げていきたいという思いは変わりませんし、そのためのご協力は全力でしたい。私は、市の組合もそうですが、熊本県の理事長でもあります。組合の方でも宿泊税の検討委員会が立ち上がっていますし、他の自治体の事例についても話をしています。

ですから、懸念する部分について、極力スピード感を持って払拭していく必要があり、宿泊事業者、市、県、全てで取り組むことが一番だと思います。

また、導入時期について、令和8年の1月というお話がありましたが、1月はお正月の大変忙しい時期なので、せめて4月、どれだけ急いだとしても年度初め位かなと思います。それまでに、どこまでスピード感をもって宿泊事業者にご理解いただくかが重要です。

私は、宿泊税は入湯税と同じようになっていくのではないかと考えています。世界と比較すると、日本の税金は本当に低いので、今後、日本全体として、宿泊税を導入していく方向にかじを切っていくだろうと感じております。今、県は検討されていませんが、将来的には導入していく方向になると思いますので、そこに向けて私共も全力でお手伝いしたいと思っておりますし、行政サイドもそれなりの覚悟を持ってもらいたいと思っております。

行政間ではお話をされているかもしれませんが、私が先程お話したような事例は聞かれていないと思いますので、その辺りも密に詰めて協議を行って、スタート時期を決めていただければ、非常にありがたいかと思います。

(委員)

私は、宿泊税の導入というのは賛成です。皆様の意見と近い部分がありますので、賛成ではあるものの、という所もあります。

中長期的に見ると、宿泊税は必要だということは確かだと思います。第1回会議でも申し上げました、日本全国での都市間競争、観光競争があります。その中で、熊本がいかに

魅力的な観光地になっていくか、観光づくりができるか。そういった所では、やはりその予算が必ず必要になると思っています。また、インバウンドについても、いかに海外のお客様に魅力的な熊本を見せていくかということも大事ですし、そういった所にも予算的な担保は必要だと思っています。

中長期的にはそのように思うのですが、短期的な所では、先程からお話が出ていますし、私も意見を言わせていただきましたけれども、少しまだ詰め切れていない所、様々な問題や課題が、この委員会で議論してきた中で出てきました。他の全事業者を集めて説明会を行った場合はさらに出てくると思われますので、それらを取りまとめていくことを考えると、時間がかかるだろうと思っています。そのような意味で、短期的には、拙速になってはいけないと思います。導入するのであれば、皆様が納得した上で、周知がしっかりできた所で導入をしていくべきだと思います。ですから、中長期的には賛成と思っています。

(委員)

私も、結論からすると賛成です。観光振興のための財源確保については、諸外国でも導入をされており、皆様違和感なくお支払いされています。最近、サステナブルツーリズムということで、旅行者の方々には、訪問地が観光で潤うよう、より良い観光地になってほしいと思っておられる方もいますので、賛成ではあります。

ただし、財源の使途については、細かく丁寧に、もっと議論する必要があると思っています。そして、県との連携という所です。旅行会社でも、旅行をお申込みいただいたときに、入湯税や宿泊税はいただく、現地でお支払いいただいています。例えば、植木温泉については、熊本市だということを首都圏の方は知らない可能性がございます。入湯税についてはもちろんご案内しますが、宿泊税のご案内が漏れてしまうことも考えられますので、できれば県と市でさらに連携して、取り組んでいただきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

皆様方とこれまで検討してきましたが、基本的な方向性として、熊本がこれから観光で成長していくためには財源が必要で、色々と検討したけれども、宿泊税が一番妥当かと思われるということまでは共通の認識を持たせたと思います。では、具体的に導入することになった場合に、導入時期はいつなのか、現場で起きることが想像できるようなハレーションをどのように解決していくか、具体的にどのような取り組みに活用するのか、使途が明確でなければ混乱を招くと思われる、などの様々な危惧が検討委員会の中で出てきました。一番重要なことは、現場でのトラブルが極力ないようにすることであり、そうはいつでも新しいシステムなので、必ず何らかのハレーションを起こすと思われることから、早期に見直しの機会を設けて問題点を修正していくということ、それから、導入に当たって

の姿勢として、方向性は決まっているものの、拙速に進めるということではなく、丁寧に状況を判断した上で、他の様々な方の意見をお聞きした方が良いということ、他の自治体の事例で、現場の方が困られたことなど、実際のご意見を直接お聞きした方が良いのではないか、などのご意見をいただけて非常に良かったと思っております。

私自身も観光に携わっていますので、観光で熊本が一步二歩とより大きく前進するためには、確実にお金が必要だということと、コロナ後ということもあり、全世界の観光客が様々な観光地を目指しているときに、熊本がおくれをとってはいけないという意味において、スピード感は非常に重要だと思っております。一方で、拙速な踏み出しをした結果、2年後あるいは3年後に大きな見直しを生じるようなことでは困るなと思えますし、一番大事なことは、熊本を訪れたお客様に満足していただくことと、お客様から宿泊税を徴収される宿泊事業者の皆様が、目に見える形で熊本が良くなったと実感できる状況が築けたときに、はじめて宿泊税の価値が評価されるのではないかと思います。

これから、皆様にいただいたご意見を、最終的な答申にまとめる段階に入ります。次回会議までに、皆様からいただきましたご意見を答申案としてまとめたものを、事務局を通じて皆様に事前にお送りすることになるかと思えます。そちらをご覧になって、意見が反映されていない所や、表現の不備などについて最終的なご確認をいただきましたら、その内容を答申という形で市長にお渡しすることになると思えますが、その上で、事前の最終確認につきましては、私と島添副会長にご一任いただくということでご了解いただいてもよろしいでしょうか。

(委員の異議なし)

(会長)

ありがとうございます。最後の答申案ですので、皆様にしっかり目を通していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事につきましては以上となりますので、事務局に進行をお返しします。

4 閉会

(事務局)

委員の皆様、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして、第4回熊本市宿泊税検討委員会を閉会いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。